

法第四十四条の二 港湾管理者は、当該港湾に入港する船舶から、当該港湾の利用につき入港料を徴収することができる。ただし、警備救難に従事する船舶、海象又は気象の観測に従事する船舶、漁業監視船その他政令で定める船舶については、入港料を徴収することができない。

施行令第十六条 法第四十四条の二第一項 但書の政令で定める船舶は、左の各号に掲げるものとする。

- 一 航海訓練に従事する船舶
- 二 漁業練習又は漁業調査に従事する船舶
- 三 航路標識の管理に従事する船舶
- 四 水路の測量に従事する船舶
- 五 学術研究に従事する船舶
- 六 海外からの日本国民の集団的引揚輸送に従事する船舶